

〈吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会(第1回) 議事録〉

- 1 開催日時 令和4年(2022年)6月20日(月)午後2時45分～午後4時
- 2 開催場所 吹田市文化会館メイシアター 第1練習室
- 3 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会委員紹介
  - (3) 委員長及び副委員長の選出について
  - (4) 募集要項(案)中の評価項目及び配点、選定方法等の内容の検討及び決定
  - (5) その他

橋本 行史 (関西大学 政策創造学部 教授)  
福澤 靖治 (吹田歴史文化まちづくり協会 理事)  
由上 敬子 (吹田市社会体育リーダー協議会 副会長)  
河野 裕一 (近畿税理士会 吹田支部)

5 出席者(事務局)

井田 一雄 都市魅力部長  
乾 詮 文化スポーツ推進室参事  
大村 貴之 文化スポーツ推進室主幹  
西村 知華 文化スポーツ推進室主任  
島谷 智美 文化スポーツ推進室係員

---

事務局 ただ今から、吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、本選定委員をお引き受けいただき、また、御出席いただき誠にありがとうございます。

本選定委員会は、吹田市立スポーツグラウンドの指定管理者を決定するために指定管理者候補者及び次点者の選定を行っていただく委員会となります。

この選定委員会の内容につきましては、選定結果が出た段階で、委員名簿、議事録、審査結果等が公表となります。

ただし、議事録、採点表は匿名とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

お手元に、委嘱状をお配りさせていただいておりますが、委嘱期間は本日から、当該の諮問に対する答申の時までとなっておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会の開催に当たりまして、都市魅力部長の井田より、ご挨拶申し上げます。

— 部長挨拶 —

事務局 部長の井田は業務の都合により退席させていただきます。

事務局 本日は初めての会議のため委員長、副委員長が選任されておりませんので本選定委員会の進行につきましては、委員長・副委員長が選任されますまで事務局で進めさせていただきます。

それでは、選定委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。

— 各選定委員自己紹介 —

事務局 次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

— 各職員紹介 —

事務局 本日が初めての会議となりますので、吹田市立スポーツグラウンド条例 施行規則 第 25 条の規定で本選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

《「事務局一任との声あり」》

事務局 委員から「事務局一任」という発言がございましたがよろしいでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

事務局 「異議なし」とのことですので、事務局から御提案させていただきます。  
委員長には A 委員、副委員長には D 委員お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

事務局 「異議なし」とのことですので、委員長には A 委員、副委員長には D 委員で決定したいと思います。

事務局 委員長、副委員長、御挨拶をお願いいたします。

－ 委員長・副委員長挨拶 －

事務局 諮問につきましては、文化スポーツ推進室参事の乾より御説明申し上げます。

事務局 吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者及び次点者の選定について、吹田市立スポーツグラウンド条例第 11 条第 2 項の規定により、諮問いたします。

諮問事項は、吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者及び次点者の選定、諮問理由といたしましては、吹田市立スポーツグラウンドの管理については、指定管理者制度を導入していますが、令和 5 年 3 月 31 日をもって指定管理期間を満了することから、改めて指定管理者候補者及び次点者を選定するに当たり、吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会に諮問するものです。

それでは、委員長へ諮問書をお渡しいたします。

－ 事務局から委員長へ諮問を手渡し －

事務局 これより会議の進行を委員長にお願いいたします。

委員長 それでは、本日の出席者の状況の報告をお願いします。

事務局 本日の会議の出席者の状況を報告いたします。

本選定委員の総数 5 名中、出席者 4 名であり、吹田市立スポーツグラウンド条例 施行規則 第 26 条 第 2 項の規定の規定により委員の半数以上の出席がございますので本選定委員会は成立していることを報告いたします。

委員長 それでは、審議に入りたいと思います。  
資料の確認について事務局お願いします。

事務局 最初に、お手元にお配りいたしております資料の確認をさせていただきます。

- ・吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会 次第
  - ・吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選定委員会名簿
  - ・吹田市立スポーツグラウンド指定管理者 募集スケジュール (案)
- 次に、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。
- ・吹田市立スポーツグラウンド指定管理者募集要項 (案)

・吹田市立スポーツグラウンド指定管理者の選定方法等について（案）  
以上の資料となります。

委員長        それでは、吹田市立スポーツグラウンド及び指定管理者募集スケジュールについて、説明をお願いします。

事務局        吹田市立スポーツグラウンドは、市内に 5 か所あり、野球場、テニスコートや多目的グラウンドがあります。大会や団体等での専用利用を行っており、多くの市民に利用されております。平成 20 年 4 月から指定管理者制度による施設管理に移行しており、現行の指定管理者は令和 5 年 3 月末日で指定期間が満了することとなります。これに伴い、次期の指定管理者を公募するものです。

資料「吹田市立スポーツグラウンド指定管理者募集スケジュール（案）」をご覧ください。

— 資料内容の説明 —

委員長        それでは「次第 3」の募集要項（案）、選定方法等の内容について説明してください。

事務局        — 募集要項・選定方法等の概要説明 —

委員長        説明が終わりました。委員の皆様には御意見をいただく前に、御質問させていただきます。職員配置の基準等は管理運営基準に記載されているのでしょうか。

事務局        職員配置の基準等につきましては、管理運営基準に記載しております。

委員長        採点基準に人員配置についての項目ありますので、応募者が人員配置を考える際の基準となるものが示されているのか確認のため御質問いたしました。委員の皆様は、御質問ございますでしょうか。

B 委員        指定管理料のうち人件費の占める割合を教えてください。

事務局        指定管理料のうち、人件費は 5,000～6,000 万円となっております。

- B委員 スポーツグラウンドの運営には、人件費のウエイトが高いということですね。
- 委員長 前回の応募は何団体ありましたか。
- 事務局 前回は、現指定管理者 1 団体となっております。
- 委員長 ありがとうございます。  
次に、募集要項中の評価項目の配点の設定については、委員会の中で決定する事項でありますので、評価項目の配点の設定について御議論いただきたいと思  
います。  
評価項目、配点の設定については、事務局より御説明いただいた通りでありま  
すが、参考のために、前回との変更点等があればお教えください。
- 事務局 選考基準（2）評価項目①採点基準「市民サービスに繋がる設備や備品等の更  
新や新たな設置が示されている」及び選考基準（3）評価項目①採点基準「グラ  
ウンドの整備や管理の実績があり、質の高い整備を行うための具体的な工夫が  
示されている」について、新たに設定しております。その他文言修正等を行って  
おりますが、大きく変更があったのはこの 2 項目となっております。
- 委員長 採点基準「市民サービスに繋がる設備や備品等の更新や新たな設置が示され  
ている」について、設備や備品の設置に係る費用は、応募者の自費で支払うこと  
になりますか。それとも指定管理料から支払うことになりますか。
- 事務局 応募者の自費で支払うことになります。
- 委員長 指定管理料の払戻しになるのではないかとという危惧があったため御質問いた  
しました。  
次に、採点基準に「グラウンドの整備や管理の実績があり、質の高い整備を行  
うための具体的な工夫が示されている」という項目を新たに設定されたとのこ  
とですが、設定の趣旨を教えてください。
- 事務局 グラウンド整備については、一定の知識や経験が必要となることから、グラウ  
ンド整備の実績が無く、整備を行うにあたって具体的な工夫が示されていない  
応募者については、評価点数が低くなるよう設定したものです。
- 委員長 わかりました。

他に御意見や御質問はありますか。

C委員 応募者の採点方法については、委員が応募者から提案があった事業計画書等を見て、吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選考評価基準と照らし合わせて採点していくことになるのでしょうか。

委員長 C委員から御質問のあった内容に関連して、募集要項 14 ページにあります「13 選定基準 (3) 提案があった事業計画書等の説明」については、「選定委員会は、審査の必要に応じて、提案があった事業計画について申請団体から直接説明を求めることがあります。」とありますが、次の選定委員会時に応募者から直接説明を受けて、採点するというものでしょうか。

応募者へ直接質問ができますので、評価基準に則した質問をすることで、採点基準を満たしているかどうかの判断ができるかと思います。

C委員 わかりました。

委員長 それでは、応募者から提案があった事業計画書等の説明については、応募者から直接プレゼンテーションを受けるという形でよろしいでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

委員長 ありがとうございます。「異議なし」として、承認いたします。  
その他御意見や御質問はありますか。

B委員 募集要項内、6 指定管理者として留意すべき事項 (5) 障がい者法定雇用率達成への取組み及び (6) 高齢者等の積極的な雇用について、具体的な雇用人数の設定はありますか。

事務局 具体的な雇用人数の設定はしていません。

B委員 吹田市立スポーツグラウンド指定管理者候補者選考評価基準内に、障がい者及び高齢者の雇用についての項目は入っていませんが、なぜでしょうか。

事務局 障がい者雇用及び高齢者雇用については、法律で定められており、大前提として取組んでいるべき事項でありますので、吹田市立スポーツグラウンド指定管理者として管理運営ができるかどうかを判断するための評価基準には、項目と

して設定しておりません。

B委員 わかりました。

委員長 吹田市民体育館の指定管理者候補者選考評価基準には「障がい者団体や地域スポーツ指導者などとの取組み等の提案がなされている」という項目がありましたが、吹田市立スポーツグラウンドの指定管理者候補者選考評価基準にはその項目がありません。これはなぜでしょうか。

事務局 スポーツグラウンドと体育館との管理業務の違いによるものです。体育館の管理業務には、障がい者体育祭に関する業務や地域スポーツ指導者への指導等の業務が含まれていますが、スポーツグラウンドには、含まれておりません。体育館については、これらの管理業務が遂行できるかどうかの判断のため、評価基準の項目として設定しております。

また、スポーツグラウンドは、基本的には場所貸しとなりますので、施設の貸出しの際に高齢者及び障がい者への配慮が必要であると考えているため、評価基準に「高齢者及び障がい者を含むすべての市民の施設利用に対する配慮がなされている。」という項目を設定しております。

委員長 スポーツグラウンドと体育館では施設の性格が違うため、管理業務が異なり、それによって評価基準も異なるということですね。

他に御意見や御質問はありますでしょうか。

それでは次に、選定評価採点基準(3)の②に「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」の項目についてですが、過去3年間の決算報告書の提出を求めており、その内容から経常及び営業損益を見るわけですが、かなり専門的な事項でございます。本委員会には、税理士資格を持つD委員がいらっしゃいますので、D委員にレクチャーを受けてから、各委員が採点するという方法で、この項目については判断したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

《「異議なし」との声あり》

委員長 ありがとうございます。「異議なし」として、承認いたします。

それでは、事務局から提案のあった募集要項(案)中の評価項目及び配点、選定方法等について、一括して承認することに異議はございませんか。

《「異議なし」との声あり》

委員長           ありがとうございます。「異議なし」として、承認いたします。  
それでは、その他について、事務局から何かございますか。

事務局           次回の選定委員会の日程ですが、スケジュール(案)にありますように、9月上旬を予定しております。審査にあたっては応募者のプレゼンテーションを聞いた後に採点をお願いしたいと考えています。

                    プレゼンテーションに関しましては、準備、後片付けの時間を含めて、30～40分が必要になると思います。(説明15分、質問15分、準備、後片付け)事業説明のため応募者をお呼びさせていただきます。

                    第2回選定委員会の日程については、事務局の都合で大変申し訳ありませんが、9月上旬(9月7日(水)8日(木)9日(金))を中心に検討しております。近日中に各委員にメールにて日程調整を行いますので、よろしく願いいたします。

委員長           その他事項について、事務局から説明がありました。  
委員の皆様大丈夫でしょうか。  
それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。